



「安岐町議長ら逮捕」「建設業許可申請書に虚偽記載」「県、書類エックに限界」…と11/22からの各紙に、3人の逮捕者を出した建設業法違反事件が報じられました。TV・ラジオのニュースでも報道されました。これまでたので、ご存知と思いますが、安岐町の善家組が今年5月に建設業許可の更新を申請した際、実際は常勤していない79才のM氏を経営業務管理責任者として常勤している

「来年の市町村合併で市町村名が変わる予定だが、会社の所在地の変更登記や各行政機関への変更届はどうすれば…?」との問い合わせがありました。例えば、佐賀関町は大分市へ、野津町は臼杵市へ…と変わります。法務局に確認したところ、不動産登記については従来どおり佐賀関町は鶴崎出張所、野津町は三重出張所で取り扱うが、商業・法人登記の管轄は①佐賀関町は大分本局②野津町は臼杵支局へ変わる…

ように装った疑いが逮捕理由です。罰則は3年以下の懲役・3百万円以下の罰金という厳しいものですが、この事件の裏には不可解な事が…。県庁で調べてみると書類を作成したのは元県職員で許

業法違反で一監理課の書類が書類で逮捕の陰で元県職員に関与。

可担当の監理課で辣腕をふるった山香町のI行

政書士です。また関連会社のトリゴエ建設の許可申請は、同課の建設業係長だった故T書士が作成していました。許可行政庁の内部にいた人が関与しているながら、なぜ逮捕者が…



との事です。なぜこんなややこしい事に…? 理

由は"類似商号"の問題です。これは商法19条で「他人が登記している商号は同一市町村内で同一の営業のために登記できない」と定

めている事からています。野津町で会社を設立

する場合、臼杵市の既存の会社名との類似が問題になるからです。所在地の変更は法務局の職権でしますが役員の住所変更は申請が必要です。

